

(国の支援策)

No.	事業名	対象者			支援内容		問い合わせ先 (市外局番019)	区分
		規模・形態	業種	売上高減少率等 該当要件	給付・補助金等金額	備考		
1	日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (国民生活事業分) 令和5年3月31日まで延長	中小企業	金融公庫 適用業種	①特別貸付けの対象（金利引き下げ） ア 最近1か月間の売上が前4年いずれかの同月比で5%以上 イ 最近1か月間含む過去6月の平均売上が前4年いずれかの同期比で5%以上	①基準金利から3年間0.9%引下げ 国民事業：1.13%→0.23%（4年目以降は基準金利） ②実質的な無金利化 （国の特別利子補給制度 最長3年間分利子相当額） （注）特別利子補給は令和4年9月30日の借入申込受付分をもちまして終了となりました。それ以前に借入申込をしている際は利子補給申請受付期限は令和5年2月28日までとなっております。	【資金使途】 運転・設備資金 【担保】 無担保 【借入上限】 8,000万円 【利下げ限度額】 6,000万円 * 公庫の既存債務の借換含む 【貸付期間】 設備20年以内（措置期間5年以内） 運転20年以内（措置期間5年以内）	日本政策金融公庫 国民生活事業 盛岡支店 Tel623-4376 又は滝沢市商工会 Tel684-6123	融資関係
2	日本政策金融公庫 新型コロナ対策マル経融資 令和5年3月31日まで延長	小規模 事業者	金融公庫 適用業種	①特別貸付けの対象（金利引き下げ） ア 最近1か月間の売上が前4年いずれかの同月比で5%以上 イ 最近1か月含む過去6月の平均売上が前4年いずれかの同期比で5%以上 ②借入推薦依頼書兼借入申込書への押印が不要に	※前4年いずれかとは 前年、前々年、3年前、4年前のいずれか ①基準金利から3年間0.9%引下げ 国民事業：1.13%→0.23%（4年目以降は基準金利） ②実質的な無金利化 （国の特別利子補給制度 最長3年間分利子相当額） （注）特別利子補給は令和4年9月30日の借入申込受付分をもちまして終了となりました。それ以前に借入申込をしている際は利子補給申請受付期限は令和5年2月28日までとなっております。	【資金使途】 運転・設備資金 【担保】 無担保・無保証人 【借入上限】 通常のマル経融資 と別枠で1,000万円 【貸付期間】 設備10年以内(据置期間4年以内) 運転10年以内（措置期間3年以内）	滝沢市商工会 Tel684-6123	融資関係
3	雇用調整助成金の特例措置 令和4年11月30日まで延長	全般	全般	●労働者に対して一時的に休業等を行い雇用維持を図り、以下の条件を満たす事業主 ①経営環境が悪化し事業活動が縮小している ②最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少 ③労使間の協定に基づき休業などを実施し休業手当を支払っている 厚生労働省HPから最新様式をダウンロードのうえご提出ください。 ●業況特例(特に業況が厳しい全国の事業主) 売上高等の生産指標が最近3か月の月平均値で前年、前々年同期または3年前同期に比べ、30%以上減少等、一定の要件を満たす場合 →解雇等を行わない場合は助成を10/10へさらに引上げ ●地域特例(営業時間短縮に協力する事業主) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて営業時間の短縮等に協力 →解雇等を行わない場合は助成を10/10へさらに引上げ	●休業手当の助成率 令和4年3月～令和4年11月30日まで ①中小企業 通常 4/5（中小） →解雇等を行わない場合9/10 ②大企業 通常2/3 →解雇等を行わない場合3/4 ●助成金上限 令和4年 3～9月 原則9,000円、特例15,000円 令和4年10～11月 原則8,355円、特例12,000円 （令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合） ●教育訓練を実施した場合は加算 （中小企業2,400円、大企業1,800円） ●雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象	【特例措置の適用期間】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 令和4年11月30日まで延長 【支給申請期限】 判定基礎期間の末日の翌日から2か月以内 ●雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については「緊急雇用安定助成金」として支給できます ●厚労省特設ページ 	岩手労働基準局 職業対策課分室 助成金相談コーナー Tel606-3285 厚生労働省 コールセンター 0120-603-999	給付金 助成金
4	小学校休業等対応助成金 令和4年11月30日まで延長	中小企業	全般	●給付対象 令和4年7月1日から 令和4年11月30日 までの間で、①と②に該当する子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインに基づき、臨時休業などをした小学校など（保育所等を含む）に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども	●支給額 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 令和4年 7月1日～9月30日 日額上限額：9,000円 令和4年10月1日～11月30日 日額上限額：8,355円 * 申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業は対象 令和4年 7月～9月は15,000円 令和4年10月～11月は12,000円	【申請期間】 令和4年11月30日 （休暇取得期間R4.7.1～9.30） 令和5年1月31日 （休暇取得期間R4.10.1～11.30） 【申請書】 厚生労働省HPから印刷 【申請書の提出先】 岩手県労働局 雇用環境・均等部（室） まで郵送 *必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便 やレターパックで送付）	支援金 コールセンター Tel0120-876-187 受付時間 9：00～21：00 （土日・祝日含む） ●特設ページ 	助成金

●経済産業省の新型コロナウイルス感染関連施策特設ページ 専用QRコード



(県の支援策)

No.	事業名	対象者			支援内容		問い合わせ先 (市外局番019)	区分										
		規模・形態	業種	売上高減少率等 該当要件	給付・補助金等金額	備考												
1	物価高騰対策支援金 「A 原材料等支援金」 「B 家賃等支援金」	中小企業	全般	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少及び物価高騰等による費用の増加に直面している中小企業者に対し、事業継続に向けて <u>仕入価格高騰</u> に対する影響緩和や家賃等へ直接的に支援する支援金を支給する ●支給対象者は、次の①～⑨にすべて該当する中小企業者であること。 ① 県内に本店登記を行っている法人、又は県内を納税地としている個人事業者であること。 ② 令和4年4月から同年9月までの期間において、単月の売上金額が過去3年間の任意の同比で50%以上減少、又は連続する3か月の売上金額の合計が過去3年間の任意の同期比で30%以上減少していること。 ③ 上記②で確認された令和4年4月から同年9月までの、売上減少した単月を含む連続した3か月間、又は売上減少した連続する3か月間（以下、「対象期間」という。）における主な材料や仕入品等の中に、前年同月の単価と比較して10%以上価格上昇しているものがあること。 ④ 事業継続の意思があること。 ⑤ 対象期間と比較する過去の任意の期間を含む確定申告を行っていること。 ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。 ⑦ 暴力団でなく、又その構成員が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。 ⑧ 宗教上の組織又は団体でないこと。 ⑨ 関係法令を遵守していること。	A 原材料等支援金 対象期間において、主な材料や仕入品等(最大5品目以内)に10%以上価格上昇が確認された単価と前年同月との単価の差額を算定し、その月の購入量に応じて上昇額を算出します。 【算定方法】 (ア) 仕入単価の上昇額＝本年の仕入単価（税抜）－前年同月の仕入単価（税抜） (イ) 仕入価額の上昇額＝(ア)仕入単価の上昇額×本年の仕入数量 【支給額】 <table><tr><th>主な材料や仕入品等の上昇額の集計額</th><th>支給額（定額）</th></tr><tr><td>10万円以上50万円未満</td><td>5万円</td></tr><tr><td>50万円以上100万円未満</td><td>10万円</td></tr><tr><td>100万円以上150万円未満</td><td>15万円</td></tr><tr><td>150万円以上</td><td>20万円</td></tr></table> B 家賃等支援金 対象期間における家賃等の額の1/4を、上限(50,000円)の範囲内で支給します。 なお、家賃等の額は、事業用に供する有形固定資産(建物、構築物、土地等)の使用にあたり支払う経費を対象とし、原則、賃貸借契約書等による金額の確認必要。	主な材料や仕入品等の上昇額の集計額	支給額（定額）	10万円以上50万円未満	5万円	50万円以上100万円未満	10万円	100万円以上150万円未満	15万円	150万円以上	20万円	【申請期間】 令和4年8月8日～11月30日まで （当日消印有効） 【申請手続き】 本支援金に係る申請様式については、専用ポータルサイトからダウンロードしてください。 【申請方法】 申請書類と添付書類を、支援金事務局へ郵送してください。 ＊新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から窓口による対面での受付は行いません。 【申請書の提出先】 〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1丁目3－6 農林会館408号室 物価高騰対策支援金事務局 宛 上記A原材料等支援金及びB家賃等支援金の要件と支給額の計算法を確認の上、それぞれ申請に必要な書類を確認し申請してください。 	物価高騰対策支援金事務局 Tel626-3160 受付時間 9：30～16：30 土日祝日を除く ●特設ページ 	支援金
主な材料や仕入品等の上昇額の集計額	支給額（定額）																	
10万円以上50万円未満	5万円																	
50万円以上100万円未満	10万円																	
100万円以上150万円未満	15万円																	
150万円以上	20万円																	
2	新型コロナウイルス感染症対策資金「対策資金」	全般	全般	新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している方に対して設備・運転資金を融資し、経営の安定や生産性の向上を支援する ●次の要件いずれにも該当する中小企業等 ①最近1か月間の売上高等が15%以上減少 ②下記のいずれかの認定を市町村から受けられる方 ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号	①融資限度額8,000万円 ②融資利率 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） ③保証料率年0.4%（県保証協会の信用保証を付す） ④担保 金融機関所定の条件 【取扱期間】 令和5年3月31日まで	【資金使途】 運転・設備 【融資期間】 10年以内（据置期間2年以内） 【融資限度額】 8,000万円 【融資利率】 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） 【保証料率】 年0.4% 【担保】 金融機関所定の条件による 【保証人】 原則法人の代表者除き不要	岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当 Tel629-5541	融資関係										
3	新型コロナウイルス感染症対策資金「伴走支援資金」	全般	全般	新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している方に対して設備・運転資金を融資し、経営の安定や生産性の向上を支援する ●次の要件いずれにも該当する中小企業等 ①最近1か月間の売上高等が15%以上減少 ②下記のいずれかの認定を市町村から受けられる方、又は、一般保証を利用する方 ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号	①融資限度額6,000万円 ②融資利率 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） ③保証料率年0～0.95%（県保証協会の信用保証を付す） ④担保 金融機関所定の条件 ⑤その他 経営行動に係る計画書を作成すること 【取扱期間】 令和5年3月31日まで	【資金使途】 運転・設備 【融資期間】 10年以内（据置期間5年以内） 【融資限度額】 6,000万円 【融資利率】 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） 【保証料率】 年0～0.95% 【担保】 金融機関所定の条件による 【保証人】 原則法人の代表者除き不要 【その他】 経営行動に係る計画書作成すること	岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当 Tel629-5541	融資関係										



(市の支援策①)

No.	事業名	対象者			支援内容		問い合わせ先	区分
		規模・形態	業種	売上高減少率等 該当要件	給付・補助金等金額	備考		
1	滝沢市物価高騰対策支援金	中小企業	全般	新型コロナウイルス感染症の影響による原油価格・物価高騰の影響を受けている市内事業者を支援することを目的に、岩手県が実施する「 <u>物価高騰対策支援金</u> 」の給付を受けた中小企業者及び個人事業者に対して支援金を給付 * 岩手県の物価高騰対策支援金については県の支援策を参照 ● 次のいずれにも該当する方 (1) 市内に事業所を有する中小企業者及び個人事業者であること (2) 岩手県が実施する「物価高騰対策支援金」の「原材料等支援金」または「原材料等支援金と家賃等支援金の両方」（最大 200 千円）のいずれかの支給決定を受けていること	● 支給額 1事業所あたり10万円 ● 申請から交付までの流れ (1) 提出書類を揃え、滝沢市商工会へ申請（郵送等） ↓ (2) 審査後、交付決定通知書が発行されます ↓ (3) 支援金の給付(指定口座へ振り込み)	【申請期間】 令和4年9月2日～令和5年2月28日 【提出書類及び添付書類】 (1) 滝沢市物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号） (2) 岩手県が実施する「物価高騰対策支援金」に係る支給決定通知書の写し (3) 通帳の写し（通帳の表紙と表紙の裏面の写し） (4) 法 人 ：履歴事項全部証明書の写し （発行から 3 か月以内のもの） 個人事業者 ：代表者の本人確認書類 （運転免許証、健康保険証等の写し）	滝沢市商工会 Tel684-6123	支援金

● 滝沢市の新型コロナウイルス感染症に関する情報 滝沢市役所ホームページ

http://www.city.takizawa.iwate.jp/life/taki_kenko/_11359/_12421.html